

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和4年5月16日付けで交付した手帳（以下「本件手帳」という。）の交付決定処分のうち、有効期限を令和6年5月31日とした部分（以下「本件処分」という。）について、交付決定処分の日から2年を経過する日以後の日への変更を求めるといふものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分の変更を求めている。

手帳にはその有効期限を記載すべきこととされているところ、手帳の有効期限については、交付を受けた者において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条4項の認定を受けない場合においてその効力を失う日を示したものと解される。

そうすると、同項の規定の趣旨に照らし、都道府県知事においては、手帳を交付しようとするときは、その有効期限については、その交付しようとする日から2年を経過する日より前の日とするのではなく、その交付しようとする日から2年を経過する日以後の日とすべきものというべきである。

なお、実施要領（後記第6・1・(3)。以下同じ。）第2・4・

(2)においては、手帳に記載する手帳の交付日を市町村長が申請書を受理した日とし、手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とするとされているところであるが、その趣旨は不明である上、実施要領は請求人と処分庁との関係を規律するものではないことから、実施要領の定めるところにより取り扱うことは相当でない。

処分庁は実施要領の定めによる取扱いが適法かつ妥当と主張するが、実施要領は、いわゆる技術的助言に過ぎず、実施要領に則った事務処理が必ず適法かつ妥当なものとなるものではないから、実施要領の定めによるものであることをもって手帳の交付に関し、その有効期限をその交付しようとする日から2年を経過する日より前の日とする取扱いが適法かつ妥当なものであるということとはできない。

したがって、当該取扱いは法の趣旨に反する違法又は不当なものであり、本件処分の変更により是正すべきものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 9月 13日	諮問
令和 5年 11月 17日	審議（第83回第2部会）
令和 5年 12月 22日	審議（第84回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手帳の申請及び交付

法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添

えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができると規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定している。

(2) 手帳に記載すべき事項

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則25条1項2号は手帳に記載すべき事項として手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限を掲げている。

(3) 手帳の交付日・有効期限

精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日付健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）の別紙。以下「実施要領」という。）第2・4・(4)は、手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受理した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とするとしている。

(4) 実施要領の位置付け

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であり（法51条の13第1項参照）、実施要領の各定めは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和4年5月16日になされた本件申請について審査を行い、交付日を同日、有効期限を令和6年5月31日とする本件手帳を令和4年7月8日に発行していることが認められる。

実施要領によれば、手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受理した日とされ、手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とするとされているところ（1・(3)）、交付日及び有効期限は適正に設定されていると認められるから、本件処分を含む処分庁の手帳の交付決定処分は上記1の法令等の定め に則ったものであり、違法又は不当は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、手帳の有効期限については、法45条4項の趣旨に照らし、交付しようとする日から2年を経過する日以後の日とすべきものと言うべきであるとして、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、実施要領において、手帳の有効期限は、交付日から2年を経過する日の属する月の末日とするとされているところ、かかる取扱いは2年ごとに都道府県知事の認定を受けなければならない旨を規定している法45条4項の趣旨に反するものとは認められない。

また、請求人は、実施要領は、請求人と処分庁との関係を規律するものではなく、いわゆる技術的助言に過ぎず、実施要領に則った事務処理が必ず適法かつ妥当なものとなるものではない旨を主張する。

しかし、実施要領は、法に基づく精神障害者保健福祉手帳制度の適正かつ円滑な実施を図るために手帳の新規の交付申請等の処理手順を定めるガイドラインであって、その内容も合理的で妥当なものとして認められるところ、本件申請に係る事務処理において、実施要領の定めによることが違法・不当であるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来